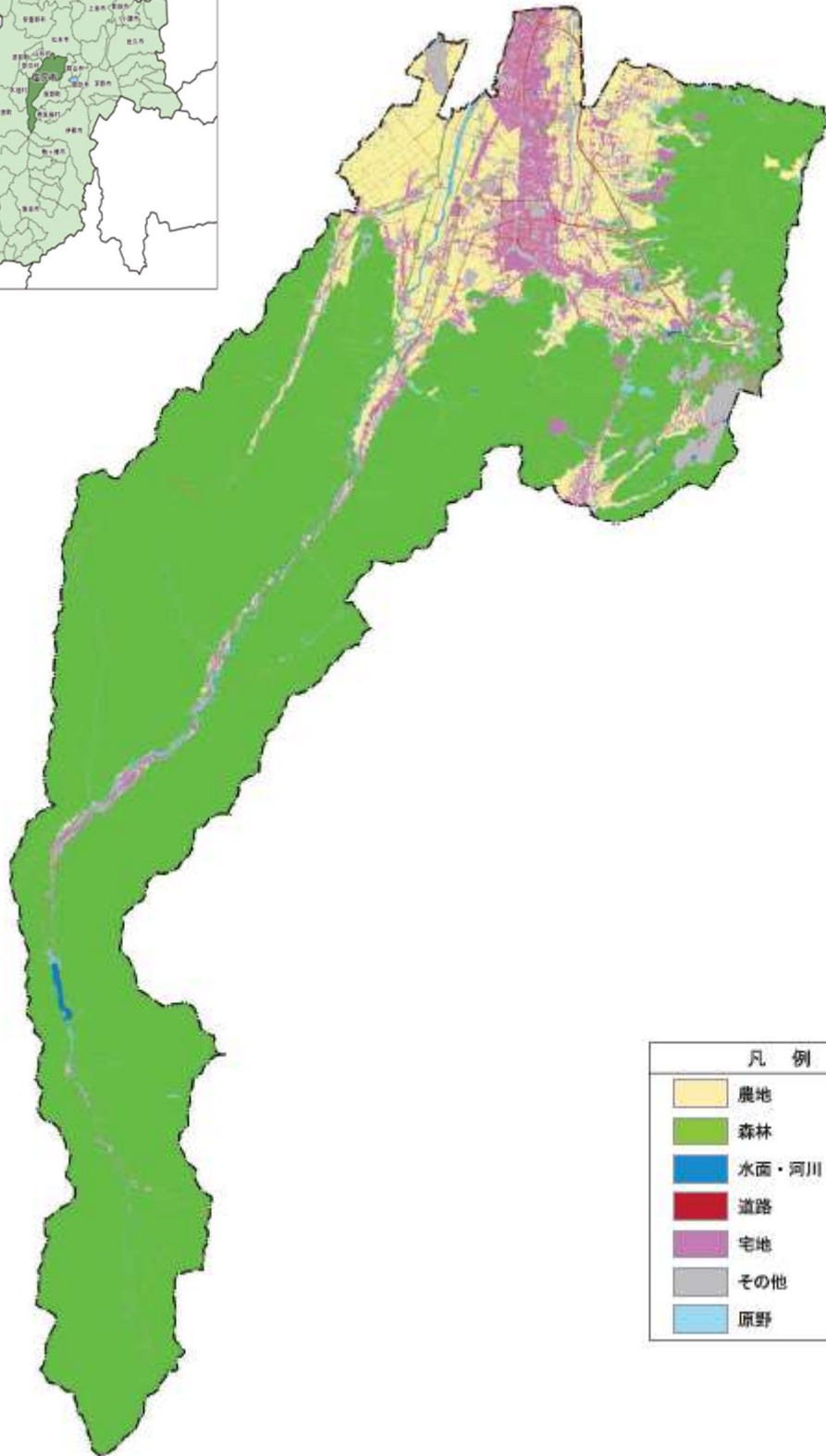


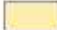





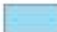
# 塩尻市森林整備計画

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

長野県  
塩尻市

塩尻市全図



| 凡 例   |          |
|---|----------|
|  | 農地       |
|  | 森林       |
|  | 水面・河川・水路 |
|  | 道路       |
|  | 宅地       |
|  | その他      |
|  | 原野       |

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| <b>I 基本的事項</b>                            | 頁  |
| 1 森林整備の現状と課題                              | 1  |
| (1) 地域の概況                                 |    |
| (2) 森林・林業の現状                              |    |
| (3) 森林・林業の課題                              |    |
| 2 森林整備の基本方針                               | 12 |
| (1) 地域の目指すべき森林資源の姿                        |    |
| (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと                |    |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針                        | 14 |
| <br>                                      |    |
| <b>II 森林の整備</b>                           |    |
| 第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)                       | 15 |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢                            | 15 |
| 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法                        | 15 |
| 3 その他                                     | 17 |
| <br>                                      |    |
| 第2 造林                                     | 18 |
| 1 人工造林                                    | 18 |
| (1) 対象樹種                                  |    |
| (2) 人工造林の標準的な方法                           |    |
| (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間                       |    |
| 2 天然更新                                    | 20 |
| (1) 対象樹種                                  |    |
| (2) 天然更新の標準的な方法                           |    |
| (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間                       |    |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在                 | 24 |
| (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準               |    |
| (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在               |    |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 25 |
| (1) 造林の対象樹種                               |    |
| (2) 生育し得る最大の立木の本数                         |    |
| <br>                                      |    |
| 第3 間伐及び保育                                 | 25 |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法               | 25 |
| (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢                      |    |

|   |    |
|---|----|
| (2) 間伐の標準的な方法                                       |    |
| 2 保育の種類別の標準的な方法                                     | 27 |
| 3 その他   | 28 |
| (1) 間伐を行う際の留意点                                      |    |
| (2) 鳥獣害防止対策   |    |
| 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林                         | 28 |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                     | 29 |
| (1) 水源涵養機能維持増進森林                                    |    |
| (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林      |    |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 30 |
| (1)区域の設定  |    |
| (2)森林施業の方法  |    |
| 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進                           | 31 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                    | 31 |
| 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策                | 31 |
| 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項                          | 31 |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項                                 | 31 |
| 第6 森林施業の共同化の促進                                      | 31 |
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針                                 | 31 |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                         | 32 |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                            | 32 |
| 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設                               | 32 |
| 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム                   | 32 |
| 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域                           | 33 |
| 3 作業路網の整備   | 33 |
| (1) 基幹路網  |    |
| (2) 細部路網  |    |
| 第8 その他  | 34 |
| 1 林業に従事する者の養成及び確保                                   | 34 |
| 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進                         | 34 |
| 3 林産物の利用促進に必要な施設の整備                                 | 35 |

### III 森林の保護

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1 鳥獣害の防止                       | 36 |
| 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 36 |
| (1)区域の設定                        |    |
| (2)鳥獣害の防止方法                     |    |
| 2 その他                           | 36 |
| 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護  | 36 |
| 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法               | 36 |
| 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)         | 37 |
| 3 林野火災の予防の方法                    | 37 |
| 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  | 37 |
| 5 その他必要な事項                      | 38 |

### IV 森林の保健機能の増進

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 保健機能森林の区域                         | 39 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法 | 39 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備           | 40 |

### V その他森林の整備に必要な事項

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 森林経営計画の作成      | 41 |
| 2 生活環境の整備        | 42 |
| 3 森林整備を通じた地域振興   | 42 |
| 4 森林の総合利用の推進     | 43 |
| 5 住民参加による森林の整備   | 43 |
| 6 森林経営管理制度に基づく事業 | 43 |
| 7 その他            | 43 |

|           |    |
|-----------|----|
| 【計画策定の経過】 | 44 |
|-----------|----|

### VI 参考資料

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 人口及び就業構造              | 45 |
| 2 土地利用                  | 46 |
| 3 林家数及び保有山林面積           | 46 |
| 4 産業別総生産額               | 46 |
| 5 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況 | 47 |

(別紙1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 概要図

(別紙2) 公益的機能別施業森林 概要図

(別紙3) 木材生産機能維持増進森林 概要図

(別紙4) 特に効率的な施業が可能な区域 概要図

(別紙5) 路網整備計画 概要図

(別紙6) 鳥獣害防止森林区域 概要図

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ◇位置（塩尻市役所）

東経 137° 57′ 11.90472" 北緯 36° 06′ 53.31911" 海拔 713m

#### ◇面積

289.98km<sup>2</sup>（東西 17.7km、南北 37.8km、周囲 114.6km）

#### ◇土地の地目別面積（ながの県勢要覧 令和6年版：2024年）

| 田                      | 畑                      | 宅地                     | 山林                      | 原野                     | その他                    |
|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 11.048k m <sup>2</sup> | 22.347k m <sup>2</sup> | 14.289k m <sup>2</sup> | 150.761k m <sup>2</sup> | 10.041k m <sup>2</sup> | 81.495k m <sup>2</sup> |

#### ◇気象（2024年 塩尻消防署）

| 気温      |         |         | 年間総降水量    | 風速平均    | 湿度平均  |
|---------|---------|---------|-----------|---------|-------|
| 平均      | 最高      | 最低      |           |         |       |
| 13.4 °C | 36.5 °C | -8.8 °C | 1460.0 mm | 2.9 m/s | 68.5% |

#### ◇地形・地質

本市は松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下し、塩尻峠と善知鳥峠、鳥居峠は、太平洋と日本海への分水嶺となっています。塩尻市内を貫流する奈良井川は、日本一の大河信濃川の最上流にあたります。市境の鳥居峠、権兵衛峠を隔てた向こう側は、それぞれ太平洋へ注ぐ木曾川と天竜川という日本を代表する長流で、本市は、日本の背骨‘大分水嶺’に位置しています。

気候は、比較的寒い内陸性の気候で年間を通じて晴天日が多く、湿度が低いため空気は澄んでいます。

地形は扇状地形で、隣接市町村は、東は岡谷市・辰野町、西は朝日村・木祖村、南は伊那市・木曾町、北は松本市となっています。西に北アルプス・鉢盛連峰、東に東山・高ボッチ山、南に中央アルプスが連なり、それらの山並みを背景に田園風景が広がる、清浄な水と緑に囲まれた歴史あるふるさとです。

### (2) 森林・林業の現状

#### ① 地域の森林資源

本市は市域面積 28,998ha の約 75%にあたる 21,862ha が森林であり、国有林を除いた民有林の面積は 15,864ha で森林面積のうち約 73%を占めています。

この民有林面積のうち約 60%が人工林で、残りの約 40%が天然生林です。人工林のう

ち、約 54%がカラマツ、次いで約 28%がアカマツとなっており、これら二つの樹種で人工林面積の 82%を占めています。蓄積では全体の約 331 万 m<sup>3</sup>のうち約 238 万 m<sup>3</sup>をアカマツ・カラマツが占めています。

現在、平成 27 年 4 月に、信州 F・Power プロジェクトによる大型製材工場が稼働し、令和 2 年 10 月からは木質バイオマス発電所が稼働するなど、地域の既存木材関連産業とも連携した積極的な木材利用が期待されます。

### 【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m<sup>3</sup>

| 民国別 | 資源量 | 人工林       |         |           | 天然生林     |          |        |           | 合計        |          |        |           |
|-----|-----|-----------|---------|-----------|----------|----------|--------|-----------|-----------|----------|--------|-----------|
|     |     | 針葉樹       | 広葉樹     | 計         | 針葉樹      | 広葉樹      | 未立木地等  | 計         | 針葉樹       | 広葉樹      | 未立木地等  | 計         |
| 民有林 | 面積  | 9,427.97  | 62.70   | 9,490.67  | 1,946.14 | 4,167.93 | 260.03 | 6,374.10  | 11,374.11 | 4,230.63 | 260.03 | 15,864.77 |
|     | 蓄積  | 2,354,169 | 4,578   | 2,358,747 | 466,066  | 489,979  |        | 956,045   | 2,820,235 | 494,557  |        | 3,314,792 |
| 国有林 | 面積  | 3468.35   | 351.12  | 3,819.47  | 1,375.20 | 621.43   | 181.30 | 2,177.93  | 4843.55   | 972.55   | 181.30 | 5,997.40  |
|     | 蓄積  | 891,532   | 118,644 | 1,010,176 | 281,540  | 118,660  |        | 400,200   | 1,173,072 | 237,304  |        | 1,410,376 |
| 合計  | 面積  | 12,896.32 | 413.82  | 13,310.14 | 3,321.34 | 4,789.36 | 441.33 | 8,552.03  | 16,217.66 | 5,203.18 | 441.33 | 21,862.17 |
|     | 蓄積  | 3,245,701 | 123,222 | 3,368,923 | 747,606  | 608,639  |        | 1,356,245 | 3,993,307 | 731,861  |        | 4,725,168 |

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

(長野県 民有林の現況 (令和 7 年版) 及び中部山岳国有林の地域別の森林計画書による)

民有林の人工林割合 面積 59.8% 蓄積 71.1%

### 【民有林の樹種別構成表】

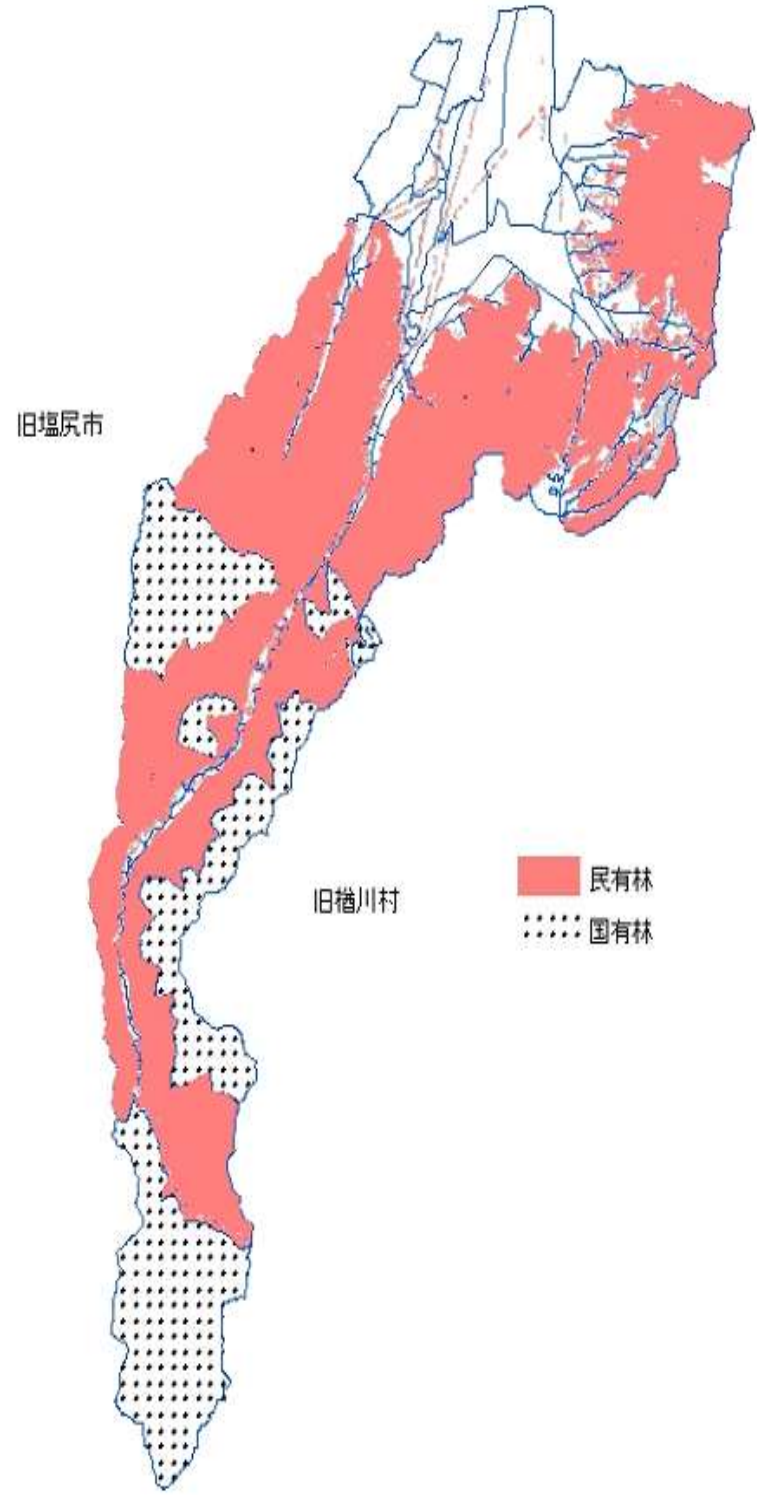
| 樹種   | 面積 (ha)   |        |        | 蓄積 (m <sup>3</sup> ) |        |        |
|------|-----------|--------|--------|----------------------|--------|--------|
|      |           | 比率     | 計画区内比率 |                      | 比率     | 計画区内比率 |
| アカマツ | 4,581.58  | 29.36% | 21.09% | 1,027,362            | 30.99% | 21.79% |
| カラマツ | 5,123.26  | 32.83% | 17.01% | 1,348,180            | 40.67% | 18.08% |
| スギ   | 581.81    | 3.73%  | 6.28%  | 255,751              | 7.72%  | 7.16%  |
| ヒノキ  | 847.50    | 5.43%  | 19.67% | 150,502              | 4.54%  | 21.88% |
| その他針 | 239.96    | 1.54%  | 11.38% | 38,440               | 1.16%  | 10.06% |
| 広葉樹  | 4,230.63  | 27.11% | 6.65%  | 494,557              | 14.92% | 7.56%  |
| 計    | 15,604.74 | 100%   | -      | 3,314,792            | 100%   | -      |

注) 「比率」は、本市森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

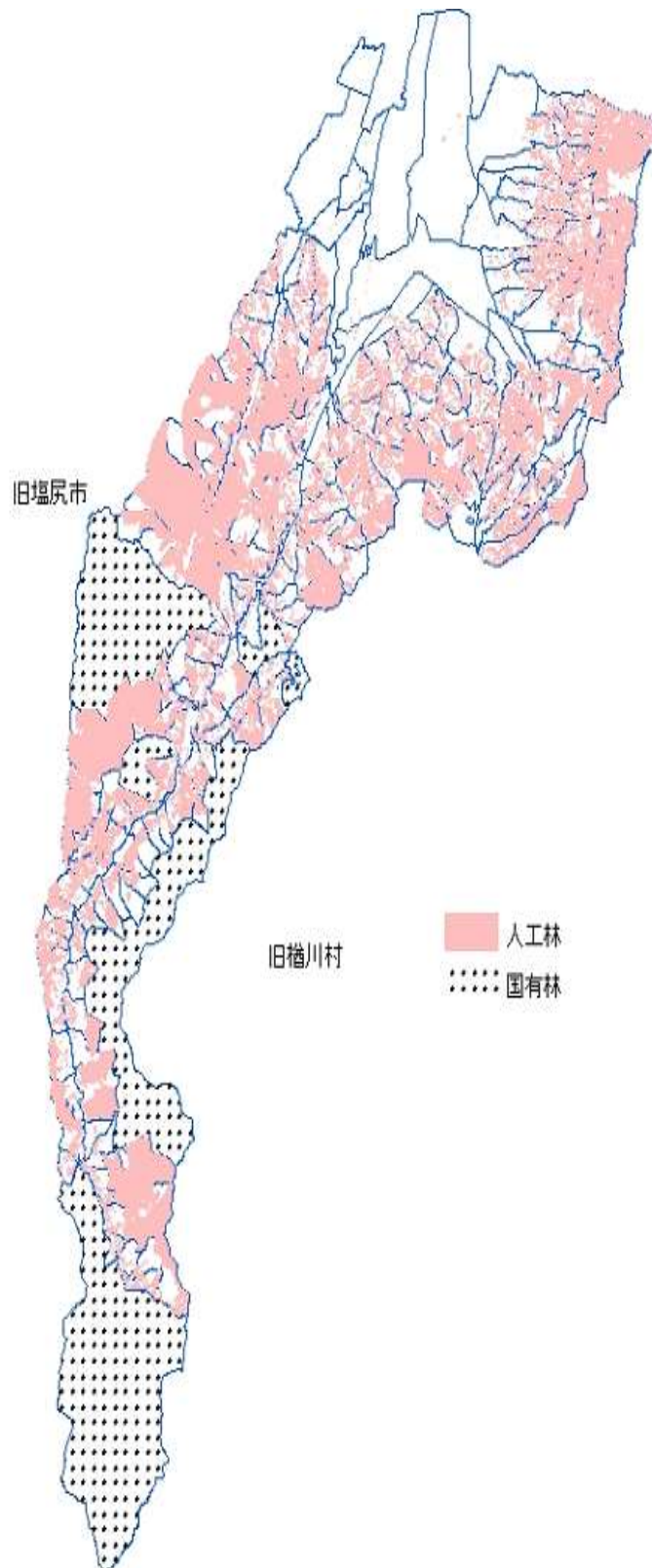
四捨五入した値であるため、合計が 100%にならない場合があります。

(長野県 民有林の現況 (令和 7 年版) による)

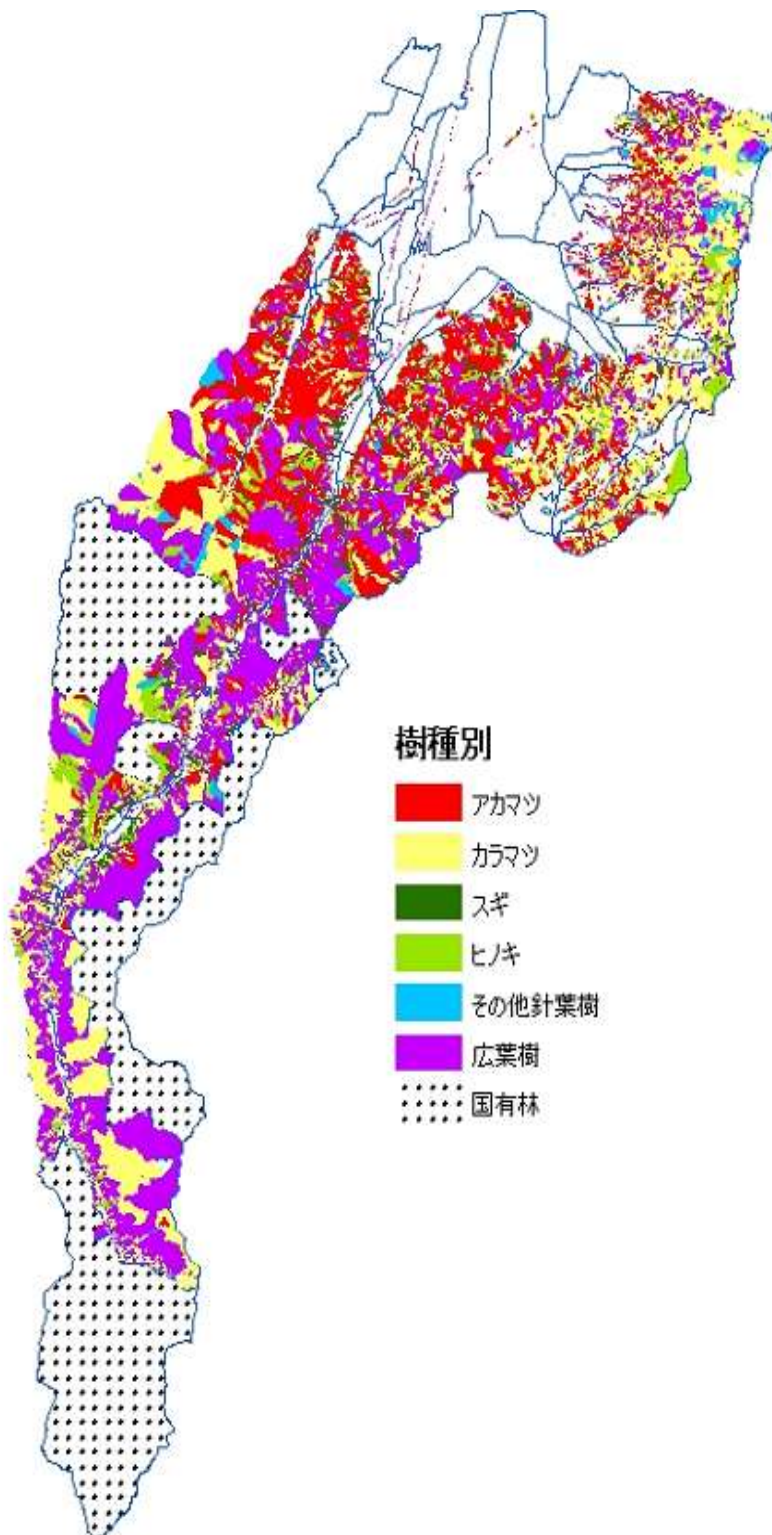
【民有林分布图】



【人工林分布図】



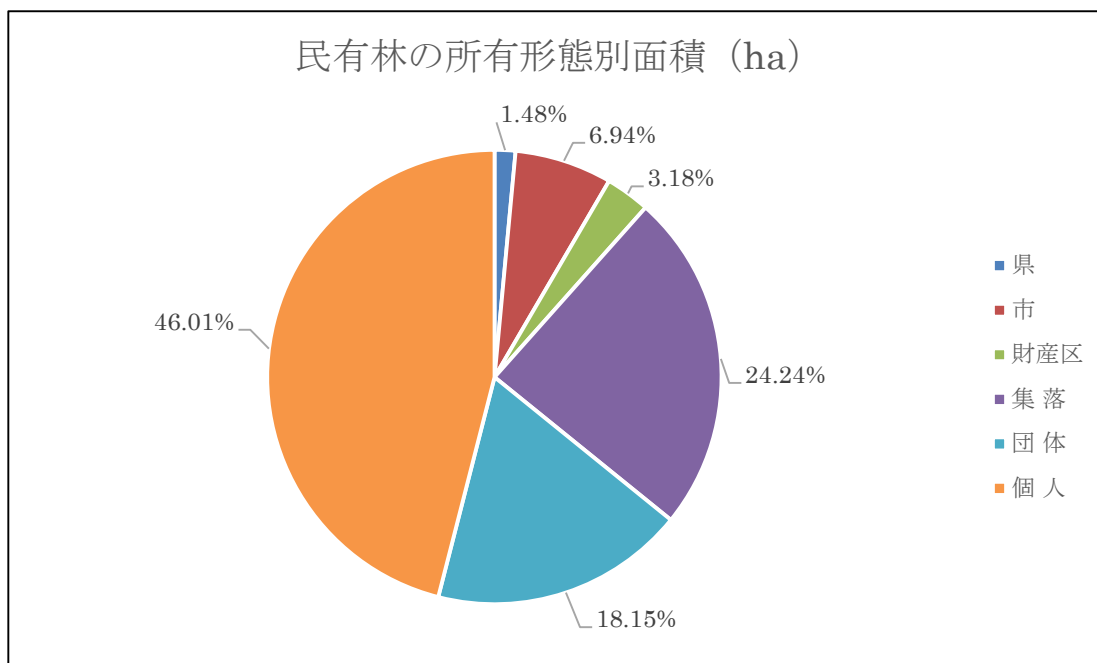
【樹種別図】



## ② 森林の所有形態

民有林 15,864ha のうち、1,840ha の公有林を除いた 14,024ha が私有林であり、そのほとんどが 1ha 未満の小規模な個人所有林となっています。

特に集落や農地周辺の森林を含む、いわゆる里山地域ではそれぞれの森林所有者が極めて小さな面積の森林を分散して所有している傾向があります。



### 【民有林の所有形態】

| 所有形態別 |       | 面積          |        | 蓄積                      |        |
|-------|-------|-------------|--------|-------------------------|--------|
|       |       | 面積          | 割合     | 蓄積                      | 割合     |
| 公有林   | 県     | 235.58ha    | 1.48%  | 43,813m <sup>3</sup>    | 1.32%  |
|       | 市町村   | 1,100.49ha  | 6.94%  | 229,128m <sup>3</sup>   | 6.91%  |
|       | 財産区   | 503.95ha    | 3.18%  | 100,106m <sup>3</sup>   | 3.02%  |
|       | 計     | 1,840.02ha  | 11.59% | 373,047m <sup>3</sup>   | 11.25% |
| 私有林   | 集落有林  | 3,844.89ha  | 24.24% | 794,555m <sup>3</sup>   | 23.97% |
|       | 団体有林  | 2,880.09ha  | 18.15% | 536,355m <sup>3</sup>   | 16.18% |
|       | 個人有林等 | 7,299.77ha  | 46.01% | 1,610,835m <sup>3</sup> | 48.60% |
|       | 計     | 14,024.75ha | 88.40% | 2,941,745m <sup>3</sup> | 88.74% |
| 合計    |       | 15,864.77ha | 100%   | 3,314,792m <sup>3</sup> | 100%   |

注) 四捨五入した値であるため、合計が 100%にならない場合があります。

(長野県 民有林の現況 (令和 7 年版) による)

## ③ 林業労働の現状

本市では、森林の多面的機能の維持や木材生産性の向上を図るため、松本広域森林組合 (筑南支所)、木曾森林組合、林業事業体が森林経営計画に基づき、森林整備等を実施しています。また、市内の財産区や林野組合等は各団体有林において、除伐や下刈り、間伐等を計画

的に実施しています。さらに、地域で組織された任意団体が、拡大する松枯損木を処理するなど、自伐林家の育成や地域活性化に繋がる取組を行っています。

**【事業体別林業従事者数】**

| 区 分  | 組合・事業者数 | 従業者(会員)数(人) |           | 備 考               |
|------|---------|-------------|-----------|-------------------|
|      |         |             | うち作業員数(人) |                   |
| 森林組合 | 2       | 103         | 103       |                   |
| 会社   | 11      | 105         | 105       | 林業事業体 11 社        |
| 任意団体 | 9       | 125         | 125       | 塩尻市林業振興団体連絡会議参画団体 |
| 合 計  | 22      | 333         | 333       |                   |

(令和 7 年度 塩尻市調べによる)

**【林業機械等設置状況】**

単位：台数

| 機 械 名           | 森林組合 | 会社 | 個人 | その他 | 計  |
|-----------------|------|----|----|-----|----|
| 集材機             |      |    |    |     |    |
| モノケーブル          |      |    |    |     |    |
| リモコンウインチ        |      |    |    |     |    |
| 自走式搬器           |      |    |    |     |    |
| 運材車             |      |    |    |     |    |
| ホイールトラクタ        |      |    |    |     |    |
| 動力枝内機           |      |    |    |     |    |
| トラック            |      |    |    |     |    |
| グラップルクレーン       |      |    |    |     |    |
| フェラーバンチャ        |      | 1  |    |     | 1  |
| スキッド            |      |    |    |     |    |
| プロセッサ           | 1    | 1  |    |     | 2  |
| グラップルソー         |      |    |    |     |    |
| ハーベスタ           | 3    | 2  |    |     | 5  |
| フォワーダ           | 5    | 4  |    |     | 9  |
| タワーヤーダ          |      |    |    |     |    |
| スイングヤーダ         | 4    | 4  |    |     | 8  |
| その他(グラップルバケット等) | 6    | 13 |    |     | 19 |
| 合 計             | 19   | 25 |    |     | 44 |

(令和 7 年度 長野県調べによる)

④ 林内路網の整備状況

当市では、56 路線の林道、27 路線の作業道が開設されています。

【路網整備状況(令和6年度末)】

| 区分    | 路線数      | 延長       |           | 密度       |          |
|-------|----------|----------|-----------|----------|----------|
|       |          |          | うち舗装      |          |          |
| 基幹路網  | 公道       | 2,755 路線 | 933.1km   | 810.2km  | 32.2m/ha |
|       | 林道       | 56 路線    | 83.1km    | 5.1km    | 2.9m/ha  |
|       | 林業専用道    | 0 路線     | 0km       | 0km      | 0m/ha    |
|       | 計        | 2,811 路線 | 1,016.2km | 815.3km  | 35.0m/ha |
| 森林作業道 | 27 路線    | 2.8km    | 0km       | 0.1m/ha  |          |
| 合計    | 2,838 路線 | 1,019km  | 815.3km   | 35.1m/ha |          |

⑤ 保安林の配備、治山事業の実施状況

公益的機能の確保のため、約 5,858ha、民有林の 37%が保安林に指定されています。なかでも水源かん養保安林がもっとも広く指定されており、保安林面積の約 68%を占めます。

【保安林配備状況】

| 保安林種      | 面積                | 民有林に占める割合 |
|-----------|-------------------|-----------|
| 水源かん養保安林  | 3,986.84ha        | 25.13%    |
| 土砂流出防備保安林 | 1,738.59ha        | 10.96%    |
| 土砂崩壊防備保安林 | 2.97ha            | 0.02%     |
| 風害防備保安林   | 0.00ha            | 0.00%     |
| 水害防備保安林   | 0.00ha            | 0.00%     |
| 干害防備保安林   | 28.57ha           | 0.18%     |
| なだれ防止保安林  | 0.00ha            | 0.00%     |
| 落石防止保安林   | 0.00ha            | 0.00%     |
| 風致保安林     | 1.05ha            | 0.00%     |
| 保健保安林     | (78.88ha)         | (0.49%)   |
| 合計        | 重複控除合計※5,758.02ha | 36.29%    |

水源かん養保安林と保健保安林の重複箇所が 78.88ha 存在する。

(長野県 民有林の現況 (令和 7 年版) による)

⑥ 市の目指す森林・林業のビジョン

本市では、塩尻市森林ビジョンの理念を「森に親しみ、森を活かすまち しょじり」とし、市の貴重な森林資源を活用することで、市民生活に新たな価値や魅力を創出し、都市の農山村地域の交流と循環による持続可能な田園都市の形成を図っています。森林ビジョンの



理念実現に向けた取組の3つの柱として、「森林管理」、「森林教育」、「木質バイオマス」を定め、重点的に取組を推進します。

## ⑦ 地域の取組状況

### 【山のお宝ステーション事業】

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、市民の皆さんが地域の森林・林業の大切さや必要性を理解するとともに、意識の高揚を図り、地域住民が一体となって未来の子供たちに再生可能な森林資源を繋ぐことが重要な課題であります。

そこで、従来から実施している林業事業体による大規模な森林整備とは別に、誰もが気軽に林業に取り組める仕組みづくりとして、本市では平成26年9月より「山のお宝ステーション」を開設し、個人や財産区などの皆さんに活用していただいています。(事業登録者数：285名(R7.12月末)累計持込材積量：約372m<sup>3</sup>)

本事業は、少しでも山側に利益還元できる仕組みとして、森林整備により間伐された材をステーションで買取り、持ち込まれた間伐材は薪に製造し、薪ストーブ会社や一般利用者へ販売しています。

この事業は、小さな取組ではありますが、「自分たちの山は自分たちで守り、そして未来へ繋げる」という民意を高め、身近な森林資源を有効に利活用できる仕組みを作り、伐採から出荷までを家族経営的に行う「自伐林家」の育成、地域の活性化、そして林業再生を図り、塩尻市の豊かな森林づくりを目指していきたいと考えています。



### 【塩尻市森林公社の設立】

森林ビジョンの実現のためには、川上から川下まで、森林所有者をはじめ、市、林業事業体等の森林・木材に関わるステークホルダーが一体となって取組を推進する必要があります。そこで本市では、平成29年4月から一般社団法人塩尻市森林公社を設置し、森林公社が各主体の連携を促すとともに、理念実現に向けた各取組を中心となって推進します。各取組の内容は次のとおりです。

#### 1 森林管理

森林の持つ多面的機能を高度に発揮させ、子孫につなぐ豊かな森林環境を創出するため、森林整備を推進します。具体的には、森林経営計画の策定、ゾーニングに基づく森林の活用施策の実現等です。

## 2 森林教育

次世代を見据えた森づくりを伝える森林教育を推進するとともに、多様な「森林と市民の交わり」の場を提供し、幼児から高齢者の誰もが森林と親しめるような、市民と森林の豊かな関係性を構築します。具体的には、木育の推進、自伐林家の育成・支援等です。

## 3 木質バイオマス

地域資源である木質バイオマスの市民による活用を推進することで、市民の暮らしの中に森林との接点を形成し、新たな森林の魅力を創出することで、市民の森林への愛着を高めるとともに、森林の活性化を図ります。具体的には、山のお宝ステーション事業の推進、薪ストーブの普及、合法木材・FIT認証機関の認定取得等です。



塩尻市森林公社と松本広域森林組合筑南支所が入る  
森林利活用総合拠点施設

### 【木育の推進】

全国で「木育」を推進する中、本市では平成23年に、市と商工会議所、企業、市民の皆さんからなる「木育フェスティバル実行委員会」を立ち上げ、毎年、木の文化を楽しみながら学べるイベントを開催しています。また、平成25年9月に「塩尻市ウッドスタート」宣言をし、平成27年8月から誕生祝い品として木のおもちゃを新生児に進呈するなど、木とふれあい、木に学び、木と共に育つことを理念とした木育に関する取組が広がっています。

また、平成28年3月11日には第3回全国木育サミットが塩尻市で開催されるなど、木のぬくもりを感じながら暮らしていける「選ばれ続ける田園都市」を目指し、木育を推進していきます。

### (3) 森林・林業の課題

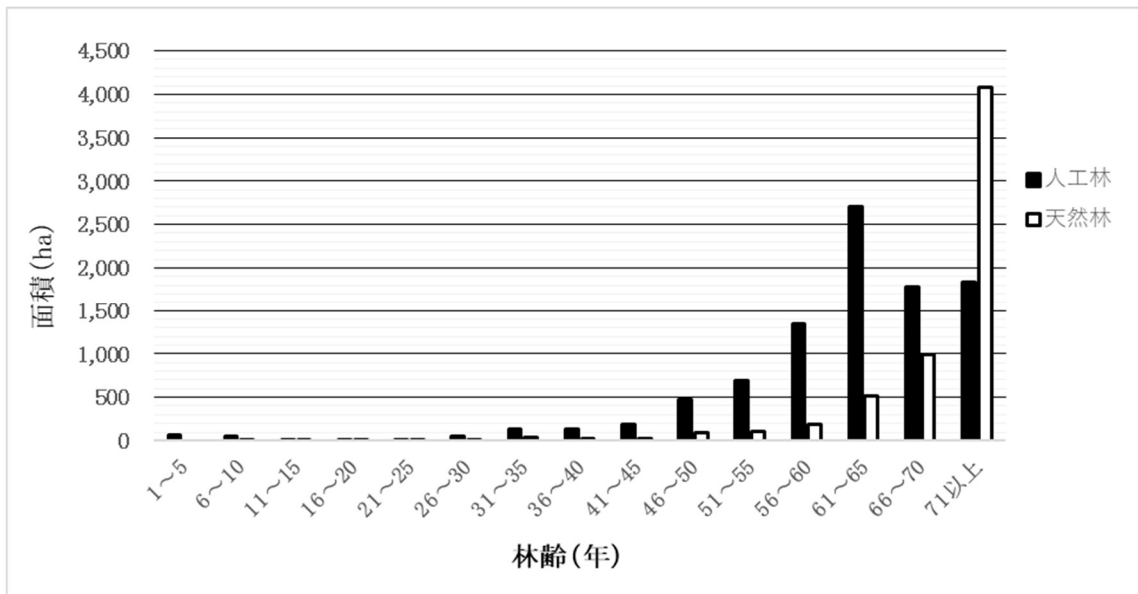
#### ① 伐期を迎える森林の取り扱い

森林の林齢構成を見ると、人工林は56年生から60年生、天然林は71年生以上生に大きな偏りを見せています。スギやカラマツの標準伐期齢が40年であることから、特に効率的な施業が可能な森林の区域を中心に主伐再生林を進め、森林資源の適正な利活用と

林齢の平準化を図る必要があるといえます。

近年は木質バイオマス燃料として木材の需要が高まっているものの、全体的な木材価格は依然として低迷しており、森林を伐採しても植栽を行う経費の捻出が難しいことから、多くの森林は長伐期化によって適切な間伐による密度調整を行いながら伐採の時期を待つという状況にあります。立木の多くは利用可能な大きさに成長しているため、木材を利用する搬出間伐を中心とした施業が期待されますが、立木の成長が思わしくない森林や搬出が困難な森林においては、引き続き切り捨て間伐による保育が必要となります。なお、主伐にあたっては中・長期的な視野に立った計画的な実施が望まれます。

### 【民有林の林齢構成グラフ】



(令和7年9月 森林簿情報による)

### ② 集約化による効率的な森林整備の推進

木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や世代交代によって、森林・林業に対する関心は依然として低い状況です。また、本市では一人の森林所有者が所有している森林の面積が小さい傾向にあるため、効率的な森林施業が困難となっています。特に林内路網の開設や、高性能林業機械を用いた搬出間伐や主伐を行うためには、まとまった面積の森林で施業を行う必要があります。

そのため、本市が構築に取り組んでいる「森林情報整備システム」などを活用し、森林の集約化や森林経営計画の作成を推進するとともに、高性能林業機械の導入や林内路網の整備を進める必要があります。

### ③ 災害に強い森林づくり

本市では山沿いや中山間地に多数の住民が生活しています。近年は集中豪雨が頻発する傾向があり、山地災害に強い森林の整備が必要となっています。特に、檜川地区は、地形も急峻で山地災害の防止にも留意すべき森林であるため、森林整備保全重点

地域として、重点的に森林の整備及び保全を図ります。

#### ④ 水源の確保

信濃川水系最上流の水源地帯として水源かん養を主とする檜川地区は、流域に県営奈良井ダムも建設され、県水道事業（松塩水道用水）から供給を受けている本市を始め下流域の松本市の重要な水源であることから、水源かん養能力の高い豊かな土壌を育む森林の整備が求められています。

#### ⑤ 多様なニーズに対応した森林整備

近年は、木材生産や災害の防止だけでなく生物多様性の確保、景観の向上、自然とのふれあいなど、市民が森林に求めるものが多様化・高度化しています。

特に、片丘・洗馬地区は、県施設の林業総合センターや体験学習の森、高ボッチ高原など、市民に身近な森林として多様な森林の機能への理解と、森林づくりへの参加や啓発などの場としての利用促進を図る必要があります。

洗馬・宗賀・北小野地区は、アカマツ人工林が主体の森林も多いことから、マツタケの生産が盛んであり、発生循環整備を主体とした整備を図ります。

また、奈良井川沿いの森林はミズナラ、クリ、カエデ、トチノキ、ホウノキ、カツラ、エンジュ、キハダ等の有用広葉樹の多い林分であり、積極的な除間伐等の保育を実施し、木曽地区特産の木工用、漆工芸用、家具用、建築用材としての活用を目指すとともに、特にキハダは木曽特産の百草の原料、またウルシも地場産業である漆工芸の原料であることから、適地には栽培を奨励し大切に生育を図る必要があります。

#### ⑥ 荒廃農地の森林化

森林化する荒廃農地が増加しており、日照の障害や有害鳥獣の隠れ家となるなどの問題が発生しています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

**【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】**

| 地区名                            | 目指すべき森林の姿<br>(森林の有する機能)                              | 森林の現状 | 施業の方針 | 計画期間内の<br>主な施業の方法  | 設定理由   |
|--------------------------------|--|-------|-------|--|--|
| 塩尻、片<br>丘、洗馬、<br>宗賀、北小<br>野、檜川 | 保水力のある広葉樹を<br>軸とした針広混交林な<br>ど多様な森林の構築                | 未達成   | 誘導    | 水資源の保全に<br>大きな役割を果た<br>している広葉樹へ<br>の誘導・育成。景<br>観整備に配慮した<br>里山整備や複層<br>林施業など自然<br>環境保全に考慮し<br>た森林整備の推<br>進。 | 優良かつ豊富な水道水源<br>であり、将来に渡って安心<br>で安定した水源の保全が<br>必要であるため。                                 |
| 片丘、洗<br>馬、檜川                   | 市民が森林とふれあ<br>い、森林の有する多面<br>的機能を理解し、享受<br>できる場としての活用。 | 未達成   | 誘導    | 高ボッチひょうた<br>ん池周辺、檜川地<br>区の信濃路自然<br>歩道中山道ルート<br>の維持管理等の<br>整備。  | 周辺の森林を含め景観を<br>重視した整備を推進する<br>必要性があるため。  |
| 檜川                             | 生活環境の保全や森林<br>と人とのふれあいの場<br>づくりの構築。                  | 未達成   | 誘導    | 景観の保全、騒音<br>の防止、暴風雪、<br>大気の浄化などの<br>生活環境の保全<br>などを重点として<br>地域で活躍する森<br>林団体とともに共<br>に森林施業を推<br>進する。         | 奈良井宿、贄川宿周辺の<br>森林は、集落、国道、鉄道<br>等に隣接または介在して<br>おり、特に生活環境、自然<br>休養に留意する必要がある<br>地域であるため。 |
| 洗馬、宗<br>賀、北小野                  | マツタケ等地域特産物<br>の安定的な生産維持を<br>図るための森林環境整<br>備の推進。      | 未達成   | 誘導    | 地域の特産物の<br>生産維持を図るた<br>め、財産区などが<br>中心となり森林整<br>備を推進する。   | マツタケの発生も多いこと<br>から安定的な生産維持を<br>図るための発生環境整備<br>が必要であるため。                                |

**【森林の有する機能一覧表】**

|                        |
|------------------------|
| 森林の有する機能               |
| 水源涵養 <small>かん</small> |
| 山地災害防止/土壌保全            |
| 快適環境形成                 |
| 保健・レクリエーション            |
| 文化                     |
| 生物多様性保全                |
| 木材生産機能維持増進             |

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

県及び関係機関と十分な連携のもと、期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めることとします。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理署、県、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

## II 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

| 区分  | 樹種     | 標準伐期齢 | 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢 | 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢 |
|-----|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 針葉樹 | カラマツ   | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | アカマツ   | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | スギ     | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | ヒノキ    | 45年   | 55年以上             | おおむね90年以上         |
|     | その他針葉樹 | 60年   | 70年以上             | おおむね120年以上        |
| 広葉樹 | クヌギ    | 15年   | 25年以上             | おおむね30年以上         |
|     | ナラ類    | 20年   | 30年以上             | おおむね40年以上         |
|     | ブナ     | 70年   | 80年以上             | おおむね140年以上        |
|     | その他広葉樹 | 20年   | 30年以上             | おおむね40年以上         |

(中部山岳地域森林計画書 表3-3)

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

#### 【主伐の区分】

| 区分 | 主伐の方法の内容 |
|----|----------|
| 皆伐 | 択伐以外のもの。 |

|     |   |
|-----|---|
| 択 伐 | <p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)</p> |
|-----|---|

**【主伐の留意事項】**

| 区 分  | 留 意 事 項  |
|------|--|
| 共通事項 | <p>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。</p> <p>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</p> <p>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</p> <p>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</p> <p>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</p> <p>⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</p> <p>⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。</p> <p>⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。</p> <p>⑨ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。</p> |
| 皆 伐  | <p>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の面積は、20ha を超えないものとする。また、長野県主伐・再造林ガイドライン(令和 5 年 3 月長野県林務部)に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね 5ha までを推奨する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="padding-left: 40px;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地<br/>人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 択 伐 | <p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> |
|-----|---|

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、20m以上の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を次のとおり確認します。

#### 【更新の確認時期と確認者】

| 主伐の届出 | 更新方法 | 確認時期                                 | 確認者 |
|-------|------|--------------------------------------|-----|
|       | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。 | 塩尻市 |

|                  |      |                                      |                                     |
|------------------|------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 伐採及び伐採後の造林の届出書   | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。 |                                     |
| 森林経営計画に係る伐採等の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。 | 認定者<br>(県認定計画は松本地域振興局<br>市認定計画は塩尻市) |
|                  | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。 |                                     |

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から 30 日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から 30 日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

(中部山岳地域森林計画書 表 3-4)

確認方法は、「第 2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。  
 なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、松本地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー(第 2 世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

### 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、松本地域振興局の林業普及指導員や塩尻市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

| 区 分       | 樹 種 名  | 備 考 |
|-----------|--------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ     |     |
|           | ヒノキ    |     |
|           | アカマツ   |     |
|           | カラマツ   |     |
|           | その他針葉樹 |     |
|           | 広葉樹    |     |

(中部山岳地域森林計画書 表3-6)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮しつつ、低密度植栽(疎仕立て)の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬などにも活用して、軽労化を図るとともに、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め(積雪地での翌年植栽を含む)植栽適期が広いコンテナ苗や、下刈回数を削減できる大苗により、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

【樹種別の植栽本数一覧表】

| 仕 立 て 方 法      | スギ               | ヒノキ   | アカマツ  | カラマツ  | その他<br>針葉樹 | 広葉樹       |
|----------------|------------------|-------|-------|-------|------------|-----------|
|                | ha 当たりの植栽本数(本)目安 |       |       |       |            |           |
| 疎 仕 立 て        | 1,500            | -     | -     | 1,500 | -          | -         |
| 疎仕立て～<br>中庸仕立て | 2,000            | 2,000 | 2,000 | 1,800 | 2,000      | 2,000(注2) |
| 中庸仕立て          | 3,000            | 3,000 | 3,000 | 2,300 | 3,000      | 3,000     |

(中部山岳地域森林計画書 表3-6)

注) 保安林にあつては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

注2) 広葉樹の疎仕立て～中庸仕立てについて、その他針葉樹を参考としました。

## イ その他人工造林の方法

| 区 分           | 標準的な方法   |
|---------------|--|
| 地拵えの方法        | 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。<br>また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めること。   |
| 植付けの方法        | 気候、コンテナ苗等の特性、植栽する苗木の種類、その他立地条件、既往の植栽方法及び施業の効率性を勘案するとともに、適期に植え付けること。  |
| 植栽の時期         | 4月～6月中旬及び10月下旬～11月下旬までに行うものとする。  |
| 人工造林の省力・低コスト化 | 機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めること。<br>組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業体の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択すること。 |

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

| 皆 伐                           | 択 伐                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。 |

## 2 天然更新

### (1) 対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

|          |  |
|----------|--|
| 天然更新の対象地 | 周辺森林からの実生による更新可能地                          |
|          | ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地                         |
|          | 人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所<br>(森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む) |
|          | 気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所                      |

天然下種更新樹種一覧表

|                  |                 |                     |
|------------------|-----------------|---------------------|
| バッコヤナギ(ヤナギ科)     | オノエヤナギ(ヤナギ科)    | その他ヤナギ類(ヤナギ科)       |
| サワグルミ(クルミ科)      | オニグルミ(クルミ科)     | ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科) |
| ウダイカンバ(カバノキ科)    | シラカンバ(カバノキ科)    | ダケカンバ(カバノキ科)        |
| ネコシデ(カバノキ科)      | ハンノキ(カバノキ科)     | ケヤマハンノキ(カバノキ科)      |
| コバノヤマハンノキ(カバノキ科) | ヤハズハンノキ(カバノキ科)  | ミヤマハンノキ(カバノキ科)      |
| ヤシヤブシ(カバノキ科)     | ミヤマヤシヤブシ(カバノキ科) | ヒメヤシヤブシ(カバノキ科)      |
| アサダ(カバノキ科)       | サワシバ(カバノキ科)     | クマシデ(カバノキ科)         |
| アカシデ(カバノキ科)      | ブナ(ブナ科)         | コナラ(ブナ科)            |
| ミズナラ(ブナ科)        | クヌギ(ブナ科)        | カシワ(ブナ科)            |
| クリ(ブナ科)          | オヒョウ(ニレ科)       | エノキ(ニレ科)            |
| エゾエノキ(ニレ科)       | ハルニレ(ニレ科)       | ケヤキ(ニレ科)            |
| フサザクラ(フサザクラ科)    | カツラ(カツラ科)       | ヒロハカツラ(カツラ科)        |
| タムシバ(モクレン科)      | コブシ(モクレン科)      | ホオノキ(モクレン科)         |
| カスミザクラ(バラ科)      | オオヤマザクラ(バラ科)    | ミヤマザクラ(バラ科)         |
| ウワミズザクラ(バラ科)     | イヌザクラ(バラ科)      | シウリザクラ(バラ科)         |
| ズミ(バラ科)          | アズキナシ(バラ科)      | ナナカマド(バラ科)          |
| イヌエンジュ(マメ科)      | キハダ(ミカン科)       | イタヤカエデ(カエデ科)        |
| ウリハダカエデ(カエデ科)    | オオモミジ(カエデ科)     | ヤマモミジ(カエデ科)         |
| コミネカエデ(カエデ科)     | ミネカエデ(カエデ科)     | トチノキ(トチノキ科)         |
| シナノキ(シナノキ科)      | オオバボダイジュ(シナノキ科) | ハリギリ(ウコギ科)          |
| コシアブラ(ウコギ科)      | ヤマボウシ(ミズキ科)     | ミズキ(ミズキ科)           |
| クマノミズキ(ミズキ科)     | リョウブ(リョウブ科)     | コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科) |
| ヤチダモ(モクセイ科)      | アカマツ(マツ科)       | カラマツ(マツ科)           |
| キタゴヨウ(マツ科)       | チョウセンゴヨウ(マツ科)   | ウラジロモミ(マツ科)         |
| オオシラビソ(マツ科)      | トウヒ(マツ科)        | コメツガ(マツ科)           |
| スギ(スギ科)          | ヒノキ(ヒノキ科)       | サワラ(ヒノキ科)           |
| ネズコ(ヒノキ科)        | イチイ(イチイ科)       |                     |

(中部山岳地域森林計画書 表3-9)

ぼう芽更新樹種一覧表 (※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種)

| 区分           | 樹種        | ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考) |      | ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考) |
|--------------|-----------|-----------------------------------|------|------------------------|
| ぼう<br>更<br>う | ミズナラ(ブナ科) | 20 cm                             | 30 本 | 50 cm                  |
|              | コナラ(ブナ科)  | 10 cm                             | 20 本 | 40 cm                  |

|               |       |      |       |
|---------------|-------|------|-------|
| クリ(ブナ科)       | 20 cm | 60 本 | 40 cm |
| ホオノキ(モクレン科)   | 20 cm | 20 本 | 60 cm |
| カスミザクラ(バラ科)   | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| イタヤカエデ(カエデ科)  | 10 cm | 20 本 | 20 cm |
| ウリハダカエデ(カエデ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| ※クマシデ(カバノキ科)  | 10 cm | 10 本 | 20 cm |
| ※オオモミジ(カエデ科)  | 10 cm | 10 本 | 50 cm |
| ※コシアブラ(ウコギ科)  | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| ※ミズキ(ミズキ科)    | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| ※リョウブ(リョウブ科)  | 10 cm | 10 本 | 20 cm |

(中部山岳地域森林計画書 表 3-10)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

| 樹 種     | 期 待 成 立 本 数    |
|---------|----------------|
| 対象樹種すべて | 10,000 本/ha 以上 |

(中部山岳地域森林計画書 表 3-12)

イ 天然更新の完了判定基準

「更新」とは、第1の2で定めたとおり、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

天然更新の場合、「再び立木地」となった更新樹種の成立本数（周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限ります。）は、立木度3に相当する本数以上に成立していなければなりません。

ここで、「立木度」とは、次の式で表すものです。

現在の林分の立木の本数（本／h a）

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数（本／h a）}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数（本／h a）}} \times 10$$

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 方 法  | 標 準 的 な 方 法  |
|------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。 |

|     |  |
|-----|--|
| 刈出し | ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。 |
| 植込み | 更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。                        |

(中部山岳地域森林計画書 表3-11)

#### エ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。(必要に応じ、松本地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

##### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

##### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

##### ② 更新の判定基準

| 区分        | 内 容   |
|-----------|---|
| 更新すべき立木本数 | 3,000本/ha以上   |
| 稚樹高       | 競合植物の草丈との関係により、中部山岳地域森林計画書の表3-13 競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表を参考に判断する。 |

|           |  |
|-----------|--|
| 更新を判定する時期 | <p>伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。</p> <p>判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。</p> |
|-----------|--|

(中部山岳地域森林計画書 表3-12)

※参考 競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表(3,000本/haの場合) (単位:cm)

|           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 競合植物の草丈   | 10  | 20  | 30  | 40  | 50  | 60  | 70  | 80  | 90  |
| 成林に必要な稚樹高 | 50  | 80  | 80  | 130 | 150 | 180 | 200 | 230 | 250 |
| 競合植物の草丈   | 100 | 110 | 120 | 130 | 140 | 150 | 160 | 170 | 180 |
| 成林に必要な稚樹高 | 270 | 290 | 310 | 340 | 340 | 360 | 380 | 400 | 410 |
| 競合植物の草丈   | 190 | 200 |     |     |     |     |     |     |     |
| 成林に必要な稚樹高 | 430 | 450 |     |     |     |     |     |     |     |

(中部山岳地域森林計画書 表3-13)

### ③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

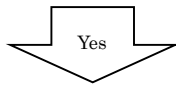
また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

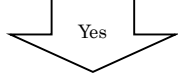
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

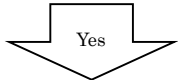
1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない  
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)

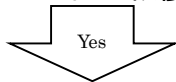


3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない

- ・ 過密状態にある森林
- ・ シカ等による食害が激しい森林
- ・ ササが一面に被覆している森林 など



**「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」**

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

別紙1に定める

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

| 樹種               | 施業体系 | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) |             |             |             |             |            |
|------------------|------|----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|                  |      |                | 初回                | 2回目         | 3回目         | 4回目         | 5回目         | 6回目        |
| スギ(表系)<br>(地位級Ⅰ) | 標準   | 3,000          | 14<br>(30%)       | 18<br>(32%) | 23<br>(31%) | 30<br>(33%) | 40<br>(33%) | 55<br>(-%) |
| スギ(表系)<br>(地位級Ⅱ) | 標準   | 3,000          | 16<br>(30%)       | 20<br>(33%) | 27<br>(31%) | 36<br>(33%) | 51<br>(33%) | 85<br>(-%) |
| スギ(表系)<br>(地位級Ⅲ) | 標準   | 3,000          | 18<br>(30%)       | 23<br>(33%) | 32<br>(31%) | 46<br>(33%) | 80<br>(33%) | -          |
| スギ(表系)<br>(地位級Ⅳ) | 標準   | 3,000          | 21<br>(30%)       | 27<br>(33%) | 41<br>(31%) | 72<br>(33%) | -           | -          |
| スギ(表系)<br>(地位級Ⅴ) | 標準   | 3,000          | 25<br>(30%)       | 35<br>(33%) | 64<br>(31%) | -           | -           | -          |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅰ) | 標準   | 3,000          | 9<br>(26%)        | 13<br>(35%) | 18<br>(32%) | 25<br>(33%) | 34<br>(34%) | 55<br>(-%) |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅱ) | 標準   | 3,000          | 11<br>(26%)       | 15<br>(35%) | 22<br>(32%) | 32<br>(33%) | 45<br>(34%) | 88<br>(-%) |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅲ) | 標準   | 3,000          | 13<br>(26%)       | 19<br>(35%) | 29<br>(32%) | 44<br>(33%) | 78<br>(34%) | -          |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅳ) | 標準   | 3,000          | 17<br>(26%)       | 25<br>(35%) | 42<br>(32%) | 85<br>(33%) | -           | -          |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅴ) | 標準   | 3,000          | 23<br>(26%)       | 39<br>(35%) | -           | -           | -           | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅰ)   | 標準   | 2,300          | 11<br>(39%)       | 16<br>(39%) | 24<br>(37%) | 39<br>(38%) | 58<br>(-%)  | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅱ)   | 標準   | 2,300          | 13<br>(39%)       | 19<br>(39%) | 29<br>(37%) | 50<br>(38%) | 87<br>(-%)  | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅲ)   | 標準   | 2,300          | 15<br>(39%)       | 23<br>(39%) | 37<br>(37%) | 76<br>(38%) | -           | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅳ)   | 標準   | 2,300          | 19<br>(39%)       | 31<br>(39%) | 53<br>(37%) | -           | -           | -          |
| アカマツ<br>(地位級Ⅰ)   | 標準   | 3,000          | 12<br>(33%)       | 18<br>(31%) | 24<br>(27%) | 31<br>(25%) | 40<br>(25%) | 54<br>(-%) |
| アカマツ<br>(地位級Ⅱ)   | 標準   | 3,000          | 14<br>(33%)       | 21<br>(31%) | 28<br>(27%) | 37<br>(25%) | 51<br>(25%) | 80<br>(-%) |
| アカマツ<br>(地位級Ⅲ)   | 標準   | 3,000          | 15<br>(33%)       | 24<br>(31%) | 33<br>(27%) | 47<br>(25%) | 75<br>(25%) | -          |
| アカマツ<br>(地位級Ⅳ)   | 標準   | 3,000          | 18<br>(33%)       | 29<br>(31%) | 43<br>(27%) | 69<br>(25%) | -           | -          |
| アカマツ<br>(地位級Ⅴ)   | 標準   | 3,000          | 21<br>(33%)       | 38<br>(31%) | 64<br>(27%) | -           | -           | -          |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅰ)    | 標準   | 3,000          | 15<br>(26%)       | 19<br>(25%) | 24<br>(33%) | 31<br>(20%) | 39<br>(25%) | 52<br>(-%) |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅱ)    | 標準   | 3,000          | 16<br>(26%)       | 22<br>(25%) | 28<br>(33%) | 37<br>(20%) | 50<br>(25%) | 78<br>(-%) |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅲ)    | 標準   | 3,000          | 19<br>(26%)       | 25<br>(25%) | 35<br>(33%) | 49<br>(20%) | 80<br>(25%) | -          |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅳ)    | 標準   | 3,000          | 22<br>(26%)       | 31<br>(25%) | 47<br>(33%) | 67<br>(20%) | -           | -          |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅴ)    | 標準   | 3,000          | 27<br>(26%)       | 44<br>(25%) | 85<br>(33%) | -           | -           | -          |

注) ( ) 内は、本数間伐率です。 (中部山岳地域森林計画書 表3-14~18)

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

| 区分      | 平均的な間伐間隔 |
|---------|----------|
| 標準伐期齢未満 | 10年      |
| 標準伐期齢以上 | 20年      |

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

これまでに間伐が十分に実施されていない森林など、標準的な状況にない森林については、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

### イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢及び回数                                  |              |           | 標準的な方法   |
|-------|-----|--|--------------|-----------|--|
|       |     | 実施時期   | 実施林齢         | 回数        |  |
| 下刈り   | 全樹種 | (1回目)<br>6月上旬～<br>7月上旬<br>(2回目)<br>7月下旬～<br>8月下旬 | 2年生～<br>10年生 | 年1～<br>2回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。</li> <li>② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。</li> <li>③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。</li> <li>④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。</li> <li>⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する</li> </ul> |

|      |           |                  |               |                      |  |
|------|-----------|------------------|---------------|----------------------|--|
| 枝打ち  | スギ<br>ヒノキ | 11月～5月           | 11年生～<br>30年生 | 最大8m<br>までに必<br>要な回数 | ① 人工造林の針葉樹で実施する。<br>② 公益的機能別施業森林におい<br>ては、林内の光環境に応じ、必要に応じ<br>て実施する。<br>③ 木材生産機能維持増進森林におい<br>ては、無節で完満な良質材を生産す<br>る場合に実施する。<br>④ 将来明らかに間伐する立木の枝打<br>ちは行わず、労力の軽減を図ること。<br>⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変す<br>ることから気象害に遭うおそれがある<br>ため、極力避けること。 |
| 除伐   | 全樹種       | 5月～7月<br>(9月～3月) | 11年生～<br>25年生 | 1回～<br>2回            | ① 目的樹種の生長を阻害する樹木等<br>を除去するために行う。<br>② 更新樹種の生育に支障とならない<br>樹木は、残すことが望ましい。  |
| つる切り | 全樹種       | 6月上旬～<br>7月上旬    | 11年生～<br>30年生 | 必要に応<br>じて<br>2～3回   | 枝打ち、除伐と並行して実施すること<br>が望ましい。  |

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意します。  
イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業  
を行います。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対  
策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)  
に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

伐採及び運搬については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業の松本地域独自基準  
(令和5年7月3日 松本地域振興局長通知)により実施します。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生  
育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行  
います。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能  
/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全  
機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極

的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

## 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 水源涵養機能維持増進森林

#### ア 区域の設定

当該森林の区域を別紙2に定めます。

#### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別紙2に定めます。

| 区域               | 樹種   |      |     |     |            |     |     |     |            |
|------------------|------|------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|
|                  | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ  | その他<br>針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ  | その他<br>広葉樹 |
| 水源涵養機能<br>維持増進森林 | 50年  | 50年  | 55年 | 50年 | 70年        | 25年 | 30年 | 80年 | 30年        |

### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別紙2-2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林

#### イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

#### 【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

| 区域            | 樹種          |             |             |             |              |             |             |              |             |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|               | カラマツ        | アカマツ        | ヒノキ         | スギ          | その他<br>針葉樹   | クヌギ         | ナラ類         | ブナ           | その他<br>広葉樹  |
| アの①から③の<br>森林 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>90年 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>120年 | おおむね<br>30年 | おおむね<br>40年 | おおむね<br>140年 | おおむね<br>40年 |

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

当該森林の区域を別紙3及び別紙4に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

### 【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

| 機能区分              | 設定基準                          | 設定区域   |
|-------------------|-------------------------------|--|
| 特に効率的な施業が可能な森林の区域 | 木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する | 次の①～⑤の全てに該当する森林<br>① 人工林が過半<br>② 地位3以上の森林が過半<br>③ 平均傾斜が30度以下<br>④ 道から小班の距離が200m以内<br>⑤ 制限林は除外<br>※その他、これらの条件に準ずると市長が判断した箇所 |

### (2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

| 施業種    | 施業の方法   |  |
|--------|---|--|
| 植栽     | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。<br>「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。<br>「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。 |  |
| 間伐     | おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。   |  |
| 主伐     | 林齢  | 標準伐期齢以上                                      |
|        | 伐採方法  | 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。            |
|        |   | 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。 |
| 伐採立木材積 | 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。  |  |

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和13年度までに民有林面積のおおむね4割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

市内の地域森林計画対象民有林においては、塩尻市が策定した森林ビジョンに基づき整備を進めるが、森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討し、森林環境譲与税を財源として、効果的で適切な森林の経営管理を推進する。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

| 区分                | 作業システム | 基幹路網密度 |       |       | 細部路網密度 | 路網密度    |
|-------------------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|
|                   |        | 林道     | 林業専用道 | 小計    | 森林作業道  |         |
| 緩傾斜地<br>0～15° 未満  | 車両系    | 15～20  | 20～30 | 35～50 | 65～200 | 100～250 |
| 中傾斜地<br>15～30° 未満 | 車両系    | 15～20  | 10～20 | 25～40 | 50～160 | 75～200  |
|                   | 架線系    |        |       |       | 0～35   | 25～75   |
| 急傾斜地<br>30～35° 未満 | 車両系    | 15～20  | 0～5   | 15～25 | 45～125 | 60～150  |
|                   | 架線系    |        |       |       | 0～25   | 15～50   |
| 急峻地 35° ～         | 架線系    | 5～15   | —     | 5～15  | —      | 5～15    |

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

## 3 作業路網の整備

### (1) 基幹路網

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠     | 備 考  |
|--------------|--|
| 林道規程         | 昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知<br>最終改正：令和3年3月25日2林整整第1210号林野庁長官通知                |
| 林道技術基準       | 平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知<br>最終改正：令和7年3月24日6林政経第671号林野庁長官通知                  |
| 林業専用道作設指針    | 平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知<br>最終改正：令和3年4月1日2林整整第1396号林野庁長官通知                |
| 長野県林業専用道作設指針 | 平成23年4月15日23付け信木第39号林務部長通知<br>最終改正：平成23年11月18日付け23信木第384号林務部長通知                |
| 長野県林内路網整備指針  | 平成24年3月23日23付け信木第542号林務部長通知  |
| 林業専用道作設指針の運用 | 平成27年3月26日付け26林整整第845号林野庁森林整備部長通知<br>最終改正：令和6年4月18日付け6林整整第7号林野庁森林整備部長、国有林野部長通知 |

#### イ 基幹路網の整備計画

別紙5のとおり

#### ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

### (2) 細部路網

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠     | 備 考   |
|--------------|---|
| 森林作業道作設指針    | 平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号林野庁長官通知<br>最終改正: 令和 5 年 3 月 31 日 4 林整整第 923 号林野庁長官通知 |
| 長野県森林作業道作設指針 | 平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知   |
| 長野県林内路網整備指針  | 平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知   |

#### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う 20 代から 30 代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

**【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】**

| 作業の種類      |         | 現状(参考)          | 将 来  |
|------------|---------|-----------------|--|
| 伐 倒        | 市内一円    | チェーンソー          | チェーンソー<br>ハーベスタ                                  |
| 造 材        |         | チェーンソー<br>プロセッサ | チェーンソー<br>プロセッサ<br>ハーベスタ                         |
| 集 材        |         | フォワーダ<br>タワーヤーダ | フォワーダ<br>タワーヤーダ<br>スイングヤーダ<br>スキッド<br>グラップル付トラック |
| 造 林<br>保育等 | 地拵え、下刈り | チェーンソー<br>刈払い機  | チェーンソー<br>刈払い機                                   |
|            | 枝打ち     | 人力              | 人力<br>リモコン自動枝払い機                                 |

**3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備**

森林資源の成熟に伴い、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されています。

平成30年に整備した森林利活用総合拠点施設により、山のお宝ステーション事業で取り扱う薪の一般市民への供給等、林産物の有効的な利活用が行われています。

## Ⅲ 森林の保護

### 第1 鳥獣害の防止

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別紙6に定めます。

##### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

#### 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

#### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

##### (1) 松くい虫の被害防止

「松くい虫被害レベルマップ」等を活用して守るべき松林を明確に定め、次の措置を効果的に組み合わせながら対策を講じます。

- ① 伐倒駆除
- ② 薬剤散布等の各種予防事業
- ③ 守るべき松林周辺部の樹種転換
- ④ ライフライン等保全のための倒木の危険のある立木及び枯損木の伐採

伐採及び運搬に関するアカマツ林施業の基準について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付け3森推第838号 林務部長通知)」を基に松本地域振興局管内で独自基準を設けています。

松くい虫被害を拡大させないために、伐採及び運搬は、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業の松本地域独自基準(令和5年7月3日 松本地域振興局長通知)」により実施します。

主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。

##### (2) カシナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心として試験研究、広葉樹林の整備等を実施します。

また、別荘地等での予防処置として、健全木への侵入防止を目的とする粘着剤塗布やビニールシート巻木等の物理的防除、殺菌剤の注入によるナラ菌の殺菌とカシナガキクイムシの繁殖抑制等も保全場所に応じて実施します。

さらに、被害の早期発見、被害発生地域の監視と関係者の情報共有を強化し、より効果的かつ総合的な被害監視・被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

造林地等における食害等を未然に防止するため、電気牧柵の設置、プラスチック製の剥皮防止ネットの効果的な設置及び忌避剤等を使用するものとします。

また、長野県における鳥獣の適切な保護管理を推進するための有害鳥獣駆除及び各種被害対策の充実や策定された「第二種特定鳥獣管理計画」を実施するものとします。

特にニホンジカについては、個体数の増加とともに被害の増加も見込まれることから、被害防止に向けた調査と適切な被害対策を図り、関係機関と連携する中で個体数調整を実施します。

## 3 林野火災の予防の方法

山火事予防対策として、初期消火用器具などの配備を行うほか、保安林地域及びその他の森林で、リクレーションのための利用者が多く山火事の被害が多発する恐れがある地域を対象に、森林被害の未然防止を図る事を目的として、松本地域振興局、森林組合、林業関係団体と連携をして、広報活動、パトロールの実施等による普及啓発を行います。

## 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲において火入れを実施する場合は、森林法第21条に基づき市長の許可を受けるとともに、次の条件に従って火入れを実施するものとします。

| 項 目            | 内 容   |
|----------------|---|
| 火入れの許可申請の必要な範囲 | 森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)                    |
| 火入れの目的         | ア 造林のための地ごしらえ<br>イ 開墾準備<br>ウ 害虫駆除<br>エ 焼畑<br>オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項) |

## 5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

| 森林の区域      | 備考         |
|------------|------------|
| 松くい虫被害森林周辺 | 樹種転換等により対応 |

## IV 森林の保健機能の増進

### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

| 森林の所在                                    |                         | 森林の林種別面積 (ha) |     |     |      |    |     | 備 考  |
|--|-------------------------|---------------|-----|-----|------|----|-----|--|
| 地区名                                      | 林小班                     | 合計            | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 |  |
| 片丘北釜<br>5805 番地他<br>片丘内田山<br>6114 番地 1 他 | 40-い・に<br>54-い、<br>55-ろ | 92            | 71  | 18  | 3    | —  | —   | 干害<br>11.01ha<br>水かん<br>15.66ha<br>水保<br>64.99ha |

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分  | 施業の方法  |   |  |                        |
|--|--|---|--|------------------------|
|  | 複層林施業  | 択伐複層林施業                                       | 特定広葉樹育成施業                                    |                        |
| 植 栽  | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。<br>植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 |   |  |                        |
| 間 伐  | 単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。  |   |  |                        |
| 伐 採  | 林 齢  | 標準伐期齢以上                                       |  |                        |
|  | 方 法  | 伐採率70%以下の伐採                                   | ・天然更新<br>伐採率30%以下の択伐<br>・人工植栽<br>伐採率40%以下の択伐 |                        |
|  | 立木<br>材積   | 標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。   | 標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。  | 標準伐期齢における立木材積が確保されること。 |
|  |  | 伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 |  |                        |
| 立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。 |  |   |  |                        |

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

| 地区名  | 施設名                   |
|------|-----------------------|
| 片丘北釜 | 林間広場、遊歩道及びこれらに類する既存施設 |

#### (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項 対象となる施設なし。

#### (3) 立木の期待平均樹高

| 樹種   | 期待平均樹高(m) | 備考 |
|------|-----------|----|
| スギ   | 18m       |    |
| カラマツ | 18m       |    |
| その他  | 14m       |    |

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

| 区域名    | 林 班                           | 区域面積(ha) | 設定の理由                                    |
|--------|-------------------------------|----------|--|
| 旧塩尻市 東 | 1～58<br>107～137<br>146～169 林班 | 6851.43  | 松くい虫被害の拡大する旧塩尻市東側について、森林経営計画の作成を促進するため。  |
| 旧塩尻市 西 | 59～106<br>138～145 林班          | 3607.2   | 松くい虫被害の拡大する旧塩尻市西側について、森林経営計画の作成を促進するため。  |
| 旧檜川村   | 1001～1075 林班                  | 5406.14  | 重点保全地域に指定されている旧檜川全域について、森林経営計画作成を促進するため。 |

## 森林経営計画の区域計画の区域図



### 2 生活環境の整備

木質バイオマスによる地域資源を活用したエネルギーの自給体制を構築することにより、再生可能エネルギーによる環境への負荷が少ない豊かなライフスタイルの定着を目指し、公共施設だけでなく事業所や一般家庭への普及を図ります。

### 3 森林整備を通じた地域振興

用林産物の生産は、中山間地域の振興、活性化に重要な役割を果たしていますが、貿易の自由化による安価な輸入品の増加、優良原木の不足、原木価格の高騰、販売価格の低迷等から生産者の減少など厳しい状況にあります。関係機関と密接な連携を図り、生産技術の向上や流通及び需要の拡大に向けて推進します。

本市のマツタケ生産については、アカマツ林の老齢化等の理由から生産量の減少が問題となっていることから、長野県林業総合センターとの連携により発生環境整備事業を地域ぐるみで行うなど、増産に向けたマツタケ山の更新整備を推進します。

#### 4 森林の総合利用の推進

高ボッチ、小曾部清流の森、本山池の権現キャンプ場周辺の森林については、森林とのふれあいの場として期待されていることから、景観等にも配慮した適正な整備を進めていきます。

#### 5 住民参加による森林の整備

地域住民等の参加による植栽、下刈り、除伐作業等の体験事業を実施し、森林整備に対する意識の高揚を図ります。

#### 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて森林経営管理制度に基づく事業を計画していきます。

#### 7 その他

##### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等の林業事業者との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めていきます。

##### (2) 森林景観整備に関する事項

本市の国道・県道・市道沿線の個人林は、特に森林整備の遅れが目立っており、このような状況の個人林に対して、間伐、除伐施業を推進し、景観の整備を促進します。

##### (3) 市有林の整備

本市は、人工林を中心に約1,000haの森林を所有しており、人工林については、森林経営計画等に基づく適切な森林整備を行うため、森林組合等へ委託し実施していきます。

## 【計画策定の経過】

### 1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

| 意見聴取日     | 意見聴取方法    | 相手方          |
|-----------|-----------|--------------|
| 令和8年1月16日 | 素案による意見聴取 | 塩尻市林業振興審議会委員 |

### 2 公告・縦覧期間

令和8年1月19日～令和8年2月13日

### 3 計画書作成担当者

| 課・係        | 職  | 氏名    | 備考 |
|------------|----|-------|----|
| 耕地林務課林業振興係 | 係長 | 飯田 直希 |    |

### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

| 所属      | 課・係    | 職               | 氏名     | 備考 |
|---------|--------|-----------------|--------|----|
| 松本地域振興局 | 林務課普及係 | 主任森林経営<br>専門技術員 | 青木 竜一郎 |    |

### 5 計画の公表計画

| 公表の方法     | 時期         | 備考 |
|-----------|------------|----|
| 塩尻市ホームページ | 計画樹立後1ヶ月以内 |    |
|           |            |    |

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

|                | 年次   | 総計     |        |        | 0～14歳 |       |       | 15～29歳 |       |       |
|----------------|------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|                |      | 計      | 男      | 女      | 計     | 男     | 女     | 計      | 男     | 女     |
| 実数<br>(人)      | H22年 | 67,670 | 33,533 | 34,137 | 9,469 | 4,827 | 4,642 | 10,032 | 5,296 | 4,736 |
|                | H27年 | 67,135 | 33,347 | 33,788 | 8,692 | 4,396 | 4,296 | 9,488  | 5,044 | 4,444 |
|                | R2年  | 67,241 | 33,620 | 33,621 | 8,360 | 4,317 | 4,043 | 9,456  | 5,047 | 4,409 |
|                | R7年  | 65,033 | 32,628 | 32,405 | 7,454 | 3,853 | 3,601 | 9,212  | 4,882 | 4,330 |
| 構成<br>比<br>(%) | H22年 | 100    | 49.6   | 50.4   | 13.9  | 14.4  | 13.6  | 14.9   | 15.8  | 13.9  |
|                | H27年 | 100    | 49.7   | 50.3   | 12.9  | 13.2  | 12.7  | 14.0   | 15.1  | 13.2  |
|                | R2年  | 100    | 50.0   | 50.0   | 12.4  | 12.8  | 12.0  | 14.1   | 15.0  | 13.1  |
|                | R7年  | 100    | 50.2   | 49.8   | 11.5  | 11.8  | 11.1  | 14.2   | 15.0  | 13.4  |

|                | 年次   | 30～44歳 |       |       | 45～64歳 |       |       | 65歳以上  |       |        |
|----------------|------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|
|                |      | 計      | 男     | 女     | 計      | 男     | 女     | 計      | 男     | 女      |
| 実数<br>(人)      | H22年 | 14,738 | 7,641 | 7,097 | 17,391 | 8,763 | 8,628 | 16,040 | 7,006 | 9,034  |
|                | H27年 | 13,703 | 7,184 | 6,519 | 16,984 | 8,627 | 8,357 | 18,268 | 8,096 | 10,172 |
|                | R2年  | 12,005 | 6,311 | 5,694 | 17,693 | 9,052 | 8,641 | 19,727 | 8,893 | 10,834 |
|                | R7年  | 11,071 | 5,905 | 5,166 | 18,332 | 9,469 | 8,863 | 18,964 | 8,519 | 10,445 |
| 構成<br>比<br>(%) | H22年 | 21.8   | 22.8  | 20.8  | 25.8   | 26.1  | 25.3  | 23.6   | 20.9  | 26.4   |
|                | H27年 | 21.2   | 21.5  | 19.3  | 25.1   | 25.9  | 24.7  | 26.8   | 24.3  | 30.1   |
|                | R2年  | 17.9   | 18.8  | 16.9  | 26.3   | 26.9  | 25.7  | 29.3   | 26.5  | 32.2   |
|                | R7年  | 17.0   | 18.1  | 15.9  | 28.2   | 29.0  | 27.4  | 29.2   | 26.1  | 32.2   |

(出典：国勢調査、住民基本台帳)

## (2) 産業部門別就業者数等

|            | 年次   | 総数     | 第1次産業 | 第2次産業  | 第3次産業  |
|------------|------|--------|-------|--------|--------|
| 実数<br>(人)  | H22年 | 35,770 | 2,973 | 11,533 | 20,877 |
|            | H27年 | 35,371 | 2,729 | 11,832 | 20,716 |
|            | R2年  | 35,363 | 2,593 | 11,869 | 20,901 |
| 構成比<br>(%) | H22年 | 100    | 8.4   | 32.6   | 59.0   |
|            | H27年 | 100    | 7.7   | 33.5   | 58.7   |
|            | R2年  | 100    | 7.7   | 33.6   | 58.7   |

(出典：国勢調査)

## 2 土地利用

|                           | 年次   | 総土地面積  | 田     | 畑     | 森林     | 原野    | 宅地    | 雑種地  | その他   |
|---------------------------|------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|------|-------|
| 実数<br>(k m <sup>2</sup> ) | H22年 | 290.13 | 11.93 | 23.17 | 150.29 | 16.32 | 13.21 | 4.72 | 70.49 |
|                           | H27年 | 290.18 | 11.68 | 22.93 | 150.94 | 12.84 | 13.73 | 5.72 | 72.34 |
|                           | R2年  | 290.18 | 11.20 | 22.88 | 154.49 | 10.18 | 13.87 | 6.29 | 71.27 |
| 構成比<br>(%)                | H22年 | 100    | 4.1   | 8.0   | 51.8   | 5.6   | 4.6   | 1.6  | 24.3  |
|                           | H27年 | 100    | 4.0   | 7.9   | 52.1   | 4.4   | 4.7   | 2.0  | 24.9  |
|                           | R2年  | 100    | 3.9   | 7.9   | 53.3   | 3.5   | 4.8   | 2.2  | 24.5  |

(出典：固定資産概要調査(税務課))

## 3 林家数及び保有山林面積

| 林家数 | 保有山林面積 |
|-----|--------|
| 597 | 3,327  |

(出典：農林業センサス 2020年)

## 4 産業別総生産額

(単位：百万円)

| 総生産額(A) |       | 375,502 |
|---------|-------|---------|
| 内訳      | 第1次産業 | 3,555   |
|         | 第2次産業 | 207,324 |
|         | 第3次産業 | 163,320 |
|         | その他   | 1,303   |

(出典：統計しおじり 2023)

5 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

| 番号 | 所在    | 現況<br>(面積 樹種 林齢 材積等) | 経営管理実施権設定の有無 |
|----|-------|----------------------|--------------|
|    | (未設定) |                      |              |